

「翻訳」と法的現実のモザイク

——クレイム申し立てアプローチの立場から——

中 河 伸 俊

キーワード：構築主義、クレイム申し立て、翻訳、美術作品の「検閲」訴訟、法的現実のモザイク性

I 社会学における構築主義の現況とクレイム申し立てアプローチ

現在、社会学では、構築主義と呼ばれる研究プログラムは多様であり（中河 2001b；上野 2001；厚東 1998）、自称他称のさまざまな「構築主義」の外延は、極言すれば、社会学のそれとほぼ等しいものになっている。そうした状況のなかで、筆者は、社会問題の社会学と呼ばれる分野で定式化された構築主義（Spector and Kitsuse 1977；Ibarra and Kitsuse 1993；中河 1999）の研究プログラムを拠り所にする。

社会問題研究における構築主義は、社会問題（社会病理）を社会の中にある一定の「客観的状态」としてではなく、「社会問題」をめぐる人びとの定義活動（コミュニケーションを通じて組織される相互行為）の“一続きの糸”として概念化し、そうした活動のプロセスや活動の組織化の方法を調査研究のトピックにしようと提唱する。そうした「社会問題」をめぐる活動のプロセスの口火をきるのは、クレイム申し立て、つまり「困った or 望ましくない or 不正な or 権利侵害的な or 放置できない or 危険な…状態 or 出来事 or 人 or 事柄 or 事態…があるから、社会的になんらかの対処をしなければならない」という公的な呼びかけである。こうした呼びかけ（ある種の言語行為）は、ときに肯定的および否定的なりアクションや論争、「状態」についての探索活動や「制度的対応」などの呼び水になる。こうした活動のプロセスは、しばしば複数のアリーナ（Hilgartner and Bosk 1988）、つまり、組織化のされ方が異なる「問

題」活動の「制度的」コンテクストもしくは環境 (settings) を縦断して展開される。たとえば、ある「環境問題」についてのクレーム申し立ては、「侵害者」との私的交渉や自治体の窓口への苦情の申し立てから、住民団体の組織化と決起集会へ、そして新聞への投書やキャンペーン記事、地方議員への陳情と議会質問、大学の研究者による調査と学会発表へ、そして住民による提訴へといったコースをたどるかもしれない。こうしたさまざまなクレーム申し立ての「現場」には、どのような形式や内容をそなえた活動がクレーム申し立てとして有意味 (relevant) であり、どのような属性をそなえた主体 (人や機関・団体等々) にクレームメイカーとしての資格が認められ、さらには、「問題」の性質や種別や輪郭や原因や当事者性や解決について論じる際にどのような種類の「理論」(説明の様式) が了解可能な (accountable)、あるいは「筋の通った」ものとみなされるのかといった諸点に関わる、しばしば大幅に異なる慣行が埋め込まれている。

社会問題研究における構築主義アプローチ (以下、そのキーワードに因んで「クレーム申し立てアプローチ」と呼ぶ) にとって、法現象はさしあたり、(1) 「問題」活動の“一続きの糸”が入ったり出たりするアリーナのうちの ある種のもの、つまり法廷や立法機関などの〈法的アリーナ〉として、および、(2) 「問題」やその「解決」などの定式化に使われる概念のセットや理論、解釈技法などのうちの ある種のもの、つまり「法的」な言説的資源として立ち現れる。したがって、クレーム申し立てアプローチは、法と社会 (あるいは日常世界) といったシンプルな二分法を取らず、「法」現象をめぐる人びとのゲームを、数多くのゲームの一つとして位置づける。その点だけに限っていえば、このアプローチは、異なったメディアを介したコミュニケーション・システムの機能分化を想定し、法システムを機能分化した諸システムのうちのワン・ノヴ・ゼムとして位置づけるルーマン流のシステム理論 (馬場 2001a) と似た発想に立つといえるだろう。

クレーム申し立てアプローチは、アメリカ社会問題学会の理論部会を足場にして1970年代後半に定式化されて以来、かなりの数のモノグラフを生み出して

おり、その中には法の形成（および廃止）や具体的適用のプロセスに目を向けたものも少なくない。しかし、1980年代になって、欧州起源のポストモダン系思潮に触発されて、認識論レベルのバトルという色彩の強い構築主義論争（Woolgar and Pawluch 1985；中河 1999）が繰り広げられ、このアプローチの方法論的前提の共通理解に亀裂が生じた。論争の詳細は省くが、筆者は、このアプローチに内在するエスノメソドロジ的な視点をより徹底することを通じて、論争のきっかけとなった「難問」¹⁾を擬似問題とみなす立場をとる。

筆者による自称“エスノメソドロジの洞察に学ぶ構築主義”の提案は、クレイム申し立てアプローチの基本線を、いくつかの点で従来の社会学の発想から大きく離れたものとして定式化し直す試みである（中河 1999；同 2001a）。この提案では、たとえば、(1)「文化」や「社会構造」や「心理」、「パーソナリティ」等々のさまざまな全体化された概念（計量研究における「変数」の概念もまたその種の全体化を前提にする）を説明の用具として使わない（それらを解析のリソースではなくトピックにする）、(2)出来事（を構成する人びとの活動）のつながりを、因果（causation）モデルではなく継起（sequential）モデルに依拠して、いいかえれば会話の展開がそうであるのと同じように、後続の発話が先行の発話をコンテクスト化し、広い意味での言及の対象にするという関係にあると考える、(3)活動（相互行為）に外部はなく、活動と場面（コンテクスト）と活動の担い手（主体）とは、その活動によって／その活動の内側から一挙的（相互反映的 reflexive）に構成されると考える、といった点が、クレイム申し立てアプローチの要諦として再確認される²⁾。

II アリーナの移行と「翻訳」問題

クレイム申し立てアプローチは、とりわけ当初は、「社会問題」をめぐるディスコースとの絡みで、主に法の制度化・脱制度化の過程を研究対象にしてきた（中河 1994）。それとパラレルな継起的モデルに依りながら、法の具体的な適用をめぐる人びとの作業（ワーク）に目を向けてきたのが、エマーソンらが構想したトラブルの自然史アプローチである（Emerson and Messinger 1977）。

このアプローチは、日本の法社会学においても既知のものだが（櫻村 1989）、近年では、社会問題のワーク研究という新たな枠組みを媒介にして³⁾、クレーム申し立てアプローチと合流する傾向にある。エマーソンらのトラブルの研究は、「トラブルを抱えた」人びとが、そのトラブルを定義し解決しようとする活動のプロセスに注目する。そうしたプロセスの中で、トラブルはしばしば、その定義や解決に利用可能な理論やリソースをそなえたさまざまな個人や機関・団体（「トラブル処理」に携わる専門家たち）のところへ持ち込まれる。そしてそれはときにはさらに、かれらの間に張りめぐらされた紹介や送致のネットワーク（referral network）をたどって、別の個人や機関・団体へと受け渡される。こうした過程を通じてトラブルとその解決についての定義が変わり、その内容が別の形に再構成されていくありさまを観察し解析することが、トラブルの自然史アプローチの重要な課題となる。いいかえれば、このアプローチは、クレーム申し立て活動における「アリーナの移行」とパラレルな現象に焦点を合わせている。

こうしたアリーナ移行の過程では、「問題」の定義やその解決を定式化する概念や理論を、新しいアリーナで使用可能なものへと「翻訳」する作業が、関係者にとっての実践的関心の対象になる。さまざまな経路をたどるアリーナ移行のうち、法社会学の関心に直結するのは、いうまでもなく、提訴や起訴といった手順を経て、トラブルや社会問題のクレームが法のアリーナへ入ってゆくプロセスだろう。奇しくも、日本でのこのアプローチによる先駆的な事例研究（土井 2001；山本 2001）はいずれも、トラブルの法のアリーナへの移行の過程を取り扱っている。

トラブルや社会問題のクレームの「翻訳」をめぐることは、少なくとも二つの種類の研究課題が考えられる。その第一は、トラブルや「問題」のクレーム申し立て活動の継起的プロセスがアリーナを渡った（り、渡れなかったり）するとき何が起こるか、そして、そうした移行とともに、クレームの言説的編成やクレーム申し立ての形式・方法がどのように変わるかを観察するというものである。たとえば、精神医療の倫理問題についての論争（Spector and Kitsuse

1977: 6章)は、精神医学会内では「真実」をめぐるオープン・コンテストの形をとるが、それが法のアリーナに入れば対審制の構図をとることになるだろう。あるいは、火災の類焼をめぐる起きた隣人間の紛争が、村落コミュニティの中での調停によっては収まらず法のアリーナに入るに至ったとき、「相手に頭を下げさせ、自らの側がまったくの被害者だと認めさせる」という、類焼に会った家族側が求めてきたことは、家どうしではなく個人的な責任追及と損害賠償の請求に収斂していかざるをえない(山本 2001)。

しかし、こうしたアリーナを跨いだ継起的プロセスの研究は、それだけでは「翻訳」を取り扱っているとはいえない、ということもできる。前節の方法論についての議論に明らかなように、クレーム申し立て活動が「広がる」、「アリーナ間を動く」などというのはメタフォリカルな便宜的表現なのであり、私たちはじつは、社会問題活動を数多くのローカルな相互行為の連鎖として捉えている。とすれば、アリーナAでのクレーム申し立てAと、それをコンテキスト化して行われるアリーナBでのクレーム申し立てBは、本来的に別の活動だと考えることになり、したがって、両者が継起しているからといって自動的に「翻訳」が起こっていると考えることはできない。ここでルーマン流の機能分化モデルを援用するなら(馬場 2001a)、そこで起こっているのは、あるコミュニケーション・システム(たとえば法のアリーナ)に、あるクレームが「ぼこっとわき出してくる」といった事態であり、それ以前の「過去のクレーム申し立て活動」は、そのコミュニケーション・システムのレリヴァンスに沿って(ルーマン流にいうならシステムのコードの適用を通じて)、回顧的、かつクレームそのものと相互反映的に(互いに相手を意味的に支えあう形で)構成されたものにすぎない。もちろん社会学者は、クレームAとクレームBの言説編成を比較し、アリーナAとアリーナBのクレーム申し立てをめぐる実践を比較することはできるが、それは継起的アプローチという私たちの社会的な道具立てを採用して学的なコミュニケーションの内側で可能になるにすぎず、特定のコミュニケーション・システム(たとえば法システム)の観点からみるとき、「翻訳」という現象はありえない、ということになる。

ここから、「翻訳」の本来的不可能性や、いわゆる共約不能性 (incommensurability) についての哲学的議論に議論をつなぐという経路も考えられるが、ここではそれは差し控えたい。その代わりに、このテーマをめぐる第二のリサーチ・トピックとして、翻訳の可能性についての原理的議論をいったん脇に置き、人びとが実際に、そしてしばしばほとんどルーティン的に行っている「翻訳」をめぐる営みに目を向けることを提案したい。たとえば、トラブルの解決活動の中に登場するトラブル処理屋 (trouble shooter) は、政府や特定の目的を掲げる機関・団体の代行者であることもあるが、きわめてしばしば「トラブルを抱える」クライアントの代行者である。あるいは、社会問題が「法廷へ持ちこまれる」とき、弁護士はしばしば運動団体に属する原告団の代理人になる。そこでは、トラブル解決活動の代行者は、専門的な語彙や知識を駆使してそのアリーナでのクレーム申し立てを展開すると平行して、あるアリーナでのクレームがクライアントの「もともとの」クレームと本来的には同じものであることをクライアントに説明し、納得させなければならない。そこで十分な納得が得られなければ、クライアント－代行者関係が解消されることもありうるだろう。したがって、クレームAとクレームBの関係を「違うけれど同じ」なものとして了解可能にする作業は、代行型のクレーム申し立て活動の組織化によって、しばしば重要な戦略的位置を占めるということが出来る。つまり、翻訳自体ではなく、それが翻訳だと了解されることが、問題活動の組織化にとって大切なのである。こうしたことを達成する作業を、ここではかりに「翻訳」のワークと呼ぼう。

もちろん、いっぽうでは白紙委任的な代行関係もあるだろう。また、他方では、クライアントが自分たちの主張がちゃんと翻訳されているのかどうかを疑い、さまざまな探索活動を行ったり、自分たちのクレームの本来的な翻訳は不可能であると認識したりすることもある⁴⁾。こうしたことの詳細を含めて、クレームの「翻訳」をめぐるさまざまな営みを観察し解析することは、クレーム申し立てアプローチにとってだけでなく、法社会学にとっても、きわめて興味深い課題といえるだろう。

III 富山県立近代美術館「検閲」訴訟 ——一つの事例

ここでいう富山県立近代美術館「検閲」訴訟とは、同美術館収蔵の昭和天皇の肖像を材料に使ったコラージュ版画作品の売却と、その作品の図版を収録した美術展の図録470冊の焼却とが不法であるとして、1994年6月に富山県教委委員長と教育長を相手どって提訴された住民訴訟と、同年9月に富山県（県知事、教育長）を相手どって提訴された国家賠償請求訴訟の総称である⁵⁾。この訴訟には、提訴に至るまでのクレーム申し立て活動をみるなら、約8年の「前史」がある。1986年7月の富山県議会で、二人の県議が同年春に同美術館が購入し展覧会に出した当該の連作版画を「非常識」だとして美術館を追求した。その新聞報道をみた神社関係者や「民族派」団体が美術館と県に激しく抗議し、それを承けて、同美術館は同年8月に、この作品とそれを収録した美術展の図録を「非公開」措置にするとした。これが、この問題をめぐる活動のプロセスのいわば発端である。富山県立中央図書館をも巻き込んだその後の曲折（中河1995；小倉2001）の紹介はとうてい紙幅の許すところではないが、きわめて大まかにいうなら、当該作品・図録の「公開運動」と両者の廃棄を求める「民族派」との間の、美術館・図書館・県当局をはさんだ綱引き型のクレーム申し立て活動が7年近く続いたあと、1993年4月の作品売却・図録焼却（以下「売却・焼却」と略す）によってそうした構図に終止符が打たれ、「公開運動」側は門前払いに終わった県に対する監査請求のあと、上記の提訴に至った。

「公開運動」といい「民族派」といっても、それに相当する一枚岩の団体があったわけではない。後者の場合にも、（以前からある種の母体やネットワークがあったとはいえ）ある程度組織的なものが整えられたのはおそらく、突出して活動的だった県内の神職I氏の器物損壊裁判⁶⁾の支援団体が結成されたときだっただろう。ましてや前者の活動は、だれかの呼びかけに応じて「やりたい者、やれる者」が横並びで参加するといういわゆる市民運動的なスタイルで進められたため、さまざまな個人、地元の市民グループや美術家、メディア関係者、東京・大阪の図書館関係者などが当面する個々の実践的課題（美術館・

図書館等との「交渉」、集会やシンポジウム、^{アンデパンダン}無鑑査美術展情報公開請求、署名運動、印刷物製作、監査請求や提訴等々）ごとにかなりその都度的に関わるという流動的なものであり、つまり参加者はしばしば入れ替わった⁷⁾。公開運動が法のアリーナに入る際にキイパーソン（兼スポークスパーソン）の役割を担ったのは、初期から作品と図録の公開を求める活動の多くに携わってきた地元大学教員のO氏だが、彼のイニシアティブも基本的には、市民運動型の活動の中でその都度的に実務を引き受けることを通じて発揮された。

公開運動にとって裁判は、最後の手段（the last resort ; Emerson 1981）だった。県・美術館は、売却・焼却措置以降、「管理運営上の障害」と「プライバシー侵害の疑い」という抽象的な二項目を列挙する⁸⁾以上の理由説明を拒み、公開運動の会見要求にも応じず、また、美術家グループによる署名運動や県議会への陳情の試みなどにも成果はなかった。当該の作品・図録が県（美術館）の手許になくなった以上、コストがかかり「勝ち目が薄い」と予想されるとはいえ裁判をするか⁹⁾、あるいは対美術館の活動を終結するかのどちらかだというのが、公開運動の少なからぬメンバーの認識だった。訴訟費用の負担の問題や、地元を引き受ける弁護士がいないこと、さらには市民運動的な当事者主義の理念に鑑みて、当初本人訴訟も検討された。しかし、法実務の専門家の助力を得ずに独力で行った監査請求で、名宛人の「誤り」の修正に応じずに請求が棄却されたという出来事があり¹⁰⁾、さらに、たまたま関西在住の運動参加者の知人に、こうした「問題」に関心を持ちミニマムの訴訟費用負担で代理人を引き受けてくれた「護憲派」のN弁護士がいたため、公開運動は代理人を立てての提訴に踏み切り、〈トラブル処理屋—クライアント〉関係が公開運動の活動の心臓部に組み込まれることになった。

さて、ここで当然、公開運動のクレイムの法のアリーナへの「翻訳」が、実践的な課題となる。公開運動に関わった人たちの関心は一枚岩ではない（事実、運動の内側では美術論、天皇制、フェミニズムと差別、公的文化施設のあり方など多くのことが論じられてきた）が、「管理運営上の障害という名分の下に、『右翼』の不当な圧力に屈して売却・焼却を行った県は、表現（芸術）の自由を侵

した」というのが、その「問題」の定義の基本線であり、したがって、県による作品の買い戻しと公開という「解決」が求められることになる。しかし、国家賠償請求訴訟では、原告の主張は基本的には、自らの権利の行政機関による侵害の代償として金員の支払いを求めるという形式をとらざるをえない。公開運動にとっては県の「悪行」は自明だが、国賠訴訟では、それを告発する原告の権利侵害の立証が不可欠なのである。原告の中で、権利侵害の立証が比較的容易なのは、93年春の作品売却直前に、近代美術館の特別観覧制度を利用して、当該作品の観覧を求め、それを拒否された人たちだった（事実、二審では覆ったが、98年の一審判決は、これに該当する原告への損害賠償を命じている）。いっぽう、多くのしろうとにとって「いちばんの被害者」は、非公開・売却措置（いずれも公立美術館においては前例がない）を受けた連作版画の作者 N.O.氏だが、いったん作品を手放した以上、彼の権利侵害についての立論はきわめてむずかしい。

訴訟の準備段階で、「運動」の代理人経験が豊富な弁護士と、公開運動の実務などから一定の法的リテラシーを得た原告事務局の O 氏との間で突っ込んだ意見交換と調整が行われた結果、原告側の公判のストラテジーは、キャンペーン（裁判官より「世論」に自らの正しさを訴えるといった）にとどまるのではなく法のゲームで「勝ちを狙い」ながら、同時に、公開運動が裁判を支えるという体勢に配慮したものになった。原告に作者を加えたこと、一般市民として当該作品の「鑑賞権」を侵されたと申し立てる原告を加えて「表現の自由」と結びつける論理構成を模索したこと¹¹⁾、損害賠償に加えて作品の買い戻しと収録の再刊を求める義務づけ訴訟の形をとったことなどが、その例である。とくに、公立美術館と「表現の自由」についての原告の論点は、公開運動の「しろうと」の認識（「表現の自由って、憲法で保障されているんだから、それを破った県はもちろん負けるんでしょ？」）の法のことばへの「翻訳」の試みともいえるだろう。

前節で、「翻訳」のワークという概念を提示したが、通算40回をこえる原告事務局会議で行われたことの一つはそれだった。遠隔地の弁護士がいわばボラ

ンティア的に（本人は「趣味」と韜晦していたが）代理人活動を引き受けてくれた以上、事務局会議はそのアシスト業務を分担する場にもなり、また原告側の主張についてのアイデアを集めたり、準備書面等の文書の方向性を承認したりする場にもなった。しかし、何が法的に「通る」かの判断は、参加者の意見も配慮されるとはいえ、最終的には専門家サイドにゆだねられざるをえない。そうした構図の中で、事務局会議、公判後の記者会見とそのあとの原告用のQ&Aセッション、さらにそのあとの弁護士を囲んでの飲み会は、しばしば弁護士およびO氏や筆者など「法廷で進んでいるゲーム」をある程度飲み込んでいる事務局の常連による、裁判での「私たち」の主張と運動のクレームをつながら「翻訳」のワークが行われる場になった。と同時に、そうした場では、しばしば法のアリーナに移しかえることができないさまざまな言説が語られ、「裁判の限界」が確認されて、結果的に一種のガス抜きが達成されることにもなった。

法のアリーナに入りにくかったものの一つが、アートの言説である¹²⁾。美術作品の売却は、会計業務上の観点からいえば単なる県有の物品の売却にすぎず、規則上の手順をみたしている以上法的にはとくに問題にないと県側は主張したが、この「物品扱い」へのアーティストの違和感を表明する場合は、裁判にはなかった。さらに、公判が始まった段階で、運動の中での該当作品についての「作品論」の余地は、ある程度狭まらざるをえなかった。裁判における原告側の主張の文脈では、N.O.氏の作品は、いわれなき攻撃によって受難した芸術的に優れた作品でなければならない。しかし、富山近代美術館がシュールレアリスト瀧口修造の遺業にインスパイアされて出来た（ことになっている）モダンアートの美術館であり、問題の版画が一義的理解を拒むコラージュ作品である以上、話は入り組んでくる。「読みの多数性」を説くよくあるモダンアートの鑑賞論と、「民族派」がいうような「不敬」（つまり昭和天皇を貶めることを意図した）作品ではなく一種超俗的なアートであるという原告側が提示した作品像とは、必ずしも一致しない。さらに、「優れたアートは時代を先取りするために同時代人からは反発を受ける」とか、「真のモダンアートは美術館や美

術／非美術の区分を否定する」とか、「前衛アートは『確信犯的に秩序攪乱的』であるべきであり、この裁判での秩序（=天皇）への『悪意』を隠したN.O.氏作品の提示のされ方はこの問題の原点とはかけ離れたものだ」（堀 2001）といったアーティスト・批評家の議論は、原告側の法的クレームにとって、汲み上げが不可能な「盲点」に位置する言説だった。

IV 法の構築と日常性——結語に代えて

以上の例示はエスノグラフィックな詳細の記述からはほど遠いが、少なくとも筆者がクレームのアリーナ間の移行に伴う「翻訳」問題というとき、どのような種類の事柄を念頭に置いているかは、ある程度明らかになっただろう。最後に、こうしたアプローチの意義がよりよく理解されるように、それが前提にしている「現実」観について数点の指摘と自注とを示したい。

まず、本シンポジウム¹³⁾のテーマである「法の構築」という概念についていえば、私たちの視点からみれば、それは大づかみにすぎるように思われる。筆者はここまで、「法」に関わるものとして人びとが取り扱っている事柄や出来事というほどの意味で、便宜的に「法」現象ということばを使ってきた。しかし、それが指すものはじつは多様である。たとえば、「富山近代美術館訴訟」の公判を「行う」ことと法学のテキストや論文を書くこと、公務員が「法令に即した」形で業務を遂行することと「市民」が日常生活の中で法について語ったり行動の準拠にしたりすること、運動団体が法の改正を陳情することと法に基づいて刑罰が実施されることとは、相互間に言及関係が成り立つ可能性があるとはいえ、はたして「一つの同じゲーム」だといえるだろうか。その多様性は、law in action と law on the book の区分を導入すれば解消する、といった単純なものではないと思われる。たしかに、「何かをする」ことと「何かをすることについて語る」ことは違うし、法言説が基本的にそれだけで完結するようなゲーム（法解釈学や判例解釈、新法案の準備段階での法務省法制局の作業など）と、それを具体的な人や事柄、出来事などに実際に当てはめるゲーム（たとえば「自殺」のケース認定や「ストーキング」のラベリングといった）を区別

して考えることは重要だ。そのことを認めた上で、しかしなお、law in action だけでなく law on the book もまた、特定の人びとが具体的な場面の中で営む「法」をめぐる活動（つまりは law in action）の一種なのである。こう考えることによって、後者をかっこに入れたり特権化したりせず、「法」をめぐる多様な活動の連鎖（とその相互引用関係）を、対象の多様性に即して捉えるエスノグラフィックな探究の準備が可能になる。

第二に、こうした「法」をめぐる活動と、そうした活動によって成り立ちつつそうした活動を成り立たせる社会的な場面のあり方について、考えてみたい。一つの典型として、裁判を思い浮かべる。裁判の公判は、比較的統制が行き届いた相互行為場面だといえることができるだろうが、しかし、そういう場面さえ、現場にいてみれば（そしてとりわけアーヴィング・ゴフマンのような注意深い目で見れば）さまざまなことが起こっているのが分かる。たとえば、記者による写真撮影や傍聴席のひそひそ話、弁護士の服装や検事のあくび、窓の外の雷や夕立の音を、裁判官を始めとする参加者は通常、裁判にとって無関係 (irrelevant) のものとして扱うだろうし¹⁴⁾、証人の不明瞭な発音やちょっとしたいい間違い、書証の番号のつけ間違いや誤字脱字も「修正」して理解されるだろう。不適切発言は記録から削除され、次回公判日程を決めるやりとりの詳細は公判の中身には無関係とされる。他の種類の場面の場合と同じく、法廷の営みもまた、場面にとって関連ある指し手 (move) とそれ以外のものを弁別し、その弁別を参加者にとって明らかにするバウンダリー・ワーク (境界維持作業) を通じて組織化される。私たちのアプローチにとって、法の「構築」というとき、まず目を向けるべきは、こうした「法」にまつわる活動とその場面の組織化の方法だということになる。

第三に、そうしてバウンダリー・ワークによって内外を切り分けられた場面（あるいはアリーナ）内の「専門的な」言説実践は、しかしじつは、さまざまな「他のタイプ」の言説を寄せ木細工状に取り込んだものである。富山近代美術館訴訟では、原告側は N.O.氏の作品の芸術性を示すために美術批評家や画廊による鑑定書や批評文、同氏の美術的なキャリア等を呈示した。また、県側の

主張に反駁するために、現職の美術館長の証言を通して、作品を傷つけようとする者から保護しながら特別観覧を実施することは技術的に可能だという立論を試みた。原子力発電所の危険性の評価や亜ヒ酸の同一性をめぐる鑑定、被告の心理状態や責任能力の評価、ある商標権の侵害がもたらす金銭的損失の多寡など、さまざまな種類の非「法」的な専門的言説（とその背景となる「理論」）が、裁判の中でしばしば決定的なものとして使われる。このモザイク性は、具体的な事例について判断を下さなければならない裁判という「法」的ゲームの性質によるところが大きい。しかしここで、そもそも専門的言説というものが一般にモザイク的なものではないのかという問いをたててみることも無益ではないだろう¹⁵⁾。こうしたモザイク性は、先にみた「翻訳」という研究テーマの沃土になる。

それはさておき、第四点として強調したいのは、法的であれ、自然科学的であれ、政治的であれ、経済的であれ、宗教的であれ、さまざまな専門的言説の了解可能性はいっぼうで、日常言語的資源の使用によって下支えされているということである。法と日常世界という二分法は素朴に過ぎるが、法の条文のテクニカルな規定が意味をなし、説得力を持つ背景には、加害や争い、被害者、責任、懲罰や贖罪等々についての日常言語的な推論や理解がある。社会問題の構築主義が提案するレトリック分析（Best 1987; Ibarra and Kitsuse 1993）は、クレーム申し立ての中で使われる日常言語的資源のある部分に焦点を合わせたものだが、同種のアプローチを「法」現象の考察のために構想することもできるだろう。

第五に、バウンダリー・ワークによって具体的な〈ここ・いま〉が切り分けられて種々のアリーナ（システム論的にいえば特定のコミュニケーション・コードによって開かれる言説空間）が「構築」されるとすれば、切り分けの作業が行われる〈ここ・いま〉は、ヌエ的な性格のものだといえる。前節で、近代美術館訴訟の事務局会議を訴訟準備と「翻訳」のワークの場として記述したが、それは同時に、反原発運動や環境保護運動、障害者の自立生活運動、女性グループの活動などについての情報交換や呼びかけが行われたり、原告中の障害者の日

常的な介護に関する打ち合わせがあったり、県内政治の話や知人の消息が語られたり、ときには書籍や美術作品が売られたりといった、裁判関連以外のさまざまなことが行われる場でもあった。会議参加者の多様な様態とつながり (affiliation) は、法廷に焦点を合わせた「法的」活動の流れにとっては、影響を及ぼされる可能性がなくはないとはいえ、非本来的でコンティンジェント (偶有的) なものである¹⁶⁾。馬場 (2001b: 55頁) は、ルーマンの所説を力業で読み込んで、「区別の一項についての現実と、区別によって成立する意味空間の破綻としての現実」という二種類の「システム理論的現実」を発見する。こうした「意味空間の破綻」¹⁷⁾のイメージに何ほどかのリアリティがあるとするれば、それは、ローカルで具体的な相互行為場面が本来的にヌエ的であるからだろう。

最後に、ある種の構築主義的要素を持つようにみえる法の言説分析 (棚瀬 2001) や解釈的法社会学 (和田 1996) といった法社会学の分野での新たな試みと、筆者のアプローチとの異同について、手短に触れておきたい。言語行為への注目、「現実」の持続的構成についての指摘、コンテキストへの目配り等々、つまりはいわゆる「語用論的転回 (pragmatic turn)」への関心を共有するという意味では、それらは私たちのアプローチとベクトルを共有しているといえるだろう。しかし、構築主義的およびポストモダンの諸テーマを摂取した上で、さらにその先へ行こうとする法社会学の分野での試みは、「批判」や「抵抗」や「変革」といった、“エンピリカルな構築主義”が規範的だとして退けるキイ概念を、その議論のアキレス腱にしているようにみえる。それはあるいは、「法」の研究者にとっては譲れない一線なのかもしれない。そうした違いはあるものの、和田の労作の結論部分に含まれる、経験的事象の説明に「落下傘部隊的」もしくは「天下りの」な理論を使うことへの批判と、多様なものを多様なままに捉えるエスノグラフィックな探究の推奨 (と筆者には読める) には全面的に共感する。ポストモダンの社会 (人文) 科学批判のあるものは、経験的事象そのものを溶解させ、研究者を「差異の戯れ」へと誘うが、そうした論者の非実在論とペアになった表象論には錯誤がある (中河 2001a)。人びと

が実際に行っている具体的な活動 (games people play) につねに立ち返ること。これが、筆者が社会問題の構築主義から学んだ、凡庸にみえてしかしリーチが長い教訓である。

- 1) いわゆる存在論上の線引きの恣意的設定 (ゲリマンダリング) 問題。これは、ポストモダン・クリティークが提起したいわゆる「表象の危機」論の、社会問題の社会学ヴァージョンだということができる。
- 2) ただし、念のためにいうと、このうちの(3)が、エスノメソドロジーがしばしばそう誤解されるような、いわゆる〈ここ・いま〉限定の「マイクロ」の研究関心として理解されるなら、それは誤りだ。人びとの活動は、ほとんどつねに過去の活動を選択的にコンテクスト化しながら、〈ここ・いま〉の活動の中で一から (from scratch) 作り出されたわけではないさまざまなソース、つまり常識的・専門的な概念や「理論」、レトリックやイメージなどを使って組織化される。したがって、その意味では、それはきわめて歴史的なものである。ただし、そういったからといて、主流の社会学がしているように、相互行為の「外部」に超越的な「構造」や「システム」や「エイジェンシー」の存在を想定する必要はない。つまるところ、人びとの活動の中で何かを達成するために使われる日常言語的資源や専門的な言説資源は、それがその場で「一から作り出された」ものでないという意味では、「外から持ちこまれた」といういい方もできるかもしれない。しかし、そうした「外」の語り方は、ミスリーディングだ。ルーマンらラディカル構成主義者がいうとおり、コミュニケーションに外部はない。意味を成り立たせる言語 (文化) の「構造」は、相互行為のその場その場での具体的な使用を通じてしか姿を現さないローカルなものであり、言語の構造とその使用とはいわば相同である。相互行為の「外」には (あえてそういういい方をするなら)、別の相互行為があるだけである。四半世紀前にクレイム申し立てアプローチが初めて形を整えた時点での、社会問題のプロセス、「問題」活動の“一続きの糸”を調べるといふ研究方針は、じつは以上のような方法論上の要請を伴うものだったというのが、筆者の理解である。
- 3) ミラーとホルスタインは、公共的な場でのクレイム申し立て活動だけでなく、種々の「社会問題」の個別事例を日常的・ルーティン的に処理したり、調査したりしながら構築する人びとの営みにも目を向ける必要があると主張し、そのエスノグラフィックな解析を社会問題のワーク (Miller and Holstein 1997) の研究と呼んだ。いいかえればそれは、エマーソンらの継起的モデルの研究対象の集合的断面に目を向けようという提案だともいえる。この社会問題のワークには、ソーシャルワーカーや福祉関係者や医師や少年補導員や市民団体のボランティアのそれだけでなく、法の実務家や執行者の営みも含まれる。したがって、そうした研究のある部分は、そのまま法のワークの研究でもある (事実、前掲の社会問題のワークについてのミラーらの論集には、エマーソン

- (Emerson 1994) やダロー (Darrough 1990) のような、純然たる法のワーク研究と
 いったいいいものが再録されている)。
- 4) こうした「翻訳」をめぐるもろもろの観察にあたっては、フーコー流の権力論に性
 急に依拠しないように気をつけることが肝要だろう。専門知識による支配がこの系統の
 議論のモチーフであり、それに対する「抵抗」が(しばしば「民衆のしたたかさ」とい
 うより古い紋切り型とセットで) 発見されるべきものとなる。しかし、経験的現実はず
 ねに複雑である。たとえば、グブリアムらが自らの事例研究から例示するように (Gu-
 brium and Holstein 1990)、運動などの反専門家主義がある文脈の中での「ドミナント
 な言説」になることもあるし、複数の「専門理論」が競い合ったり妥協的に接合されたり
 入れ子になったりすることもある。
 - 5) 両訴訟の原告(筆者を含む)は後者が前者を含む形で重複し、原告事務局も弁護士
 も同一であり、被告側の訴訟体勢も単一、審理も同じ裁判官によって同じ日程で行われ
 た。
 - 6) I氏は、県立中央図書館に収蔵されて非公開扱いになっていた美術展の図録が、日
 本図書館協会図書館の自由専門員会の指摘を受けて公開された直後に、同図書館内でこ
 の図録の当該作品が掲載されたページを破り捨て、器物損壊罪に問われた。この事件と、
 I氏が以前所属した「民族派」団体の幹部による富山県知事殿打木遂事件の二つの「実
 力行使」は、公判の開始以前にも以後にも、県側が自らの作品の非公開・売却等の措置
 を正当化する理由として使われた。
 - 7) 事実、行政監査請求の前の段階で、そのための勉強会を開いていた「市民運動」グ
 ループが、監査請求を担いきれないという認識(プラス、筆者にも十全には把握できて
 いないグループ内の微妙なケミストリー)から活動休止する、といったことも起こって
 いる。
 - 8) 作品売却の公式の理由は、「(一) 管理運営上の障害/本作品について公開、非公開
 等相対立する見方があるため、この作品を所持する限り、今後とも管理運営上の障害に
 なること。/ (二) プライバシーの保護/プライバシー侵害の疑いがあるとされる本作
 品を保持すること自体が県に対する不信感を招き、社会問題化することは避けられない
 こと。」(県教育委員会が83年4月に県議会で配った文書より) というものであり、(二)
 がだれのプライバシーかの説明もなされず(裁判ではじめて昭和天皇のそれを指すこと
 が明らかにされた)、作品の譲渡先も「プライバシーの保護のため」に伏せられた。
 - 9) こうした認識については、たとえば小倉(2000)参照。「勝つ」ことはさておいても、
 行政に怠っている説明責任を果たさせ、公にされていない事実関係(たとえば、「非公
 開」の意思決定はどのようにして行われたのか、「右翼」と行政の間にどんなやりとり
 があったのか、作品は誰に譲渡されたのか等々)を明らかにするためにも、裁判以外の
 方法はないという認識が、公開運動の中にはあった。しかし、そうした目的と比して裁
 判のコストは高いし(直接の費用だけでなく一部の原告にとっての「県に衝突く」の有
 形無形のマイナスも見過ごせない)、また、結果的にみると、そうした「知りたいこと」

- のすべてが、裁判の争点にとって有意味 (relevant) だとされ、明らかにされたわけでもなかった。
- 10) 監査請求におけるその誤りを引きずった住民訴訟も、いくつかの微妙な論点をめぐって争われはしたが、結局この名宛人の誤りを理由に門前払いの判決になった。
 - 11) この系統の問題提起や公判の議論へのコメントリーとしては、差し当たり、奥平 (1988)、中北 (2000)、池端 (2001) を参照のこと。
 - 12) 公開運動の中にあつたり接点を持ったりしながら、法的アリーナに入らなかった言説にはほかに、反天皇制運動の議論やフェミニズム批評 (「N.O.作品を含む近代美術には性差別が埋め込まれている」) などがある。
 - 13) 本稿は、2002年6月に九州大学で開催された、日本法社会学会の学術大会のシンポジウム「法の構築」・第1分科会「日常世界と法の構築」での報告用レジュメ「クレーム申し立てアプローチと法現象——エンピリカルな構築主義の立場から」を書き縮めたものである。
 - 14) ただし、ルーティン的に性格、パーソナリティや心の状態 (改悔の情があるかないか等々) が判定の対象となる刑事裁判の被告人の場合には、その見かけや態度は、relevant なものとして扱われるかもしれない。
 - 15) こうしたことを考えるに当たって、高齢者ケアの現場のモザイク性を経験的に指摘したグブリアムの著作 (Gubrium 1991) が参考になる。
 - 16) 私のいう「翻訳」のワークも、こうしたローカルで具体的な場面の中で、あくまで偶発的に達成されるものとしてイメージされている。
 - 17) 閉じたコミュニケーション・システムの中に新しいクレームや「理論」が「ぼこっとわき出してくる」のは、コミュニケーション・システム間の共振の結果だとされるが、「意味空間の破綻」は、その「共振」を馬場流に言い換えたものだと思う。

〔引用文献〕

- 馬場靖雄 (2001a) 『ルーマンの社会理論』勁草書房。
 —— (2001b) 「構成と現実／構成という現実」中河伸俊=北澤毅=土井隆義編『社会構築主義のスペクトラム』ナカニシヤ出版 43-57頁。
- Best, J. (1987), "Rhetoric in Claims-Making : Constructing the Missing Children Problem", *Social Problems* 34, 101-121 (足立重和訳 (2000) 「クレーム申し立てのなかのレトリック——行方不明になった子どもという問題の構築」平英美=中河伸俊編『構築主義の社会学』世界思想社 148-192頁)。
- Darrough, W. (1990), "Neutralizing Resistance: Probation Work as Rhetoric", in *Perspectives on Social Problems*, Vol. 2, edited by G. Miller and J. A. Holstein. Greenwich, CT : JAI Press, 163-187.
- 土井隆義 (2001) 「ある『暴力事件』をめぐる記述のマイクロポリティクス」中河伸俊=北澤毅=土井隆義編『社会構築主義のスペクトラム』ナカニシヤ出版 133-155頁。

- Emerson, R. M. (1981), "On Last Resorts", *American Journal of Sociology* 87, 1-22.
- (1994), "Construction of Serious Violence and Its Victims", *Perspectives on Social Problems* 6, 3-28.
- Emerson, R. M. and S. L. Messinger (1977), "The Micro Politics of Trouble", *Social Problems* 25, 121-134.
- Gubrium, J. F. (1991), *The Mosaic of Care: Frail Elderly and Their Families in the Real World*, Springer.
- Gubrium, J. F., and J. A. Holstein (1990), *What Is FAMILY?* Mayfield (中河伸俊=鮎川潤=湯川純幸訳 (1997) 『家族とは何か——その言説と現実』新曜社).
- Hilgartner, S. and C. L. Bosk (1988), "The Rise and Fall of Social Problems: A Public Arena Model", *American Journal of Sociology* 94, 53-78.
- 堀浩哉 (2001) 「富山県立近代美術館問題を通して考えたこと」 あいだ68 28-34頁.
- Ibarra, P.R. and J.I. Kitsuse (1993), "Vernacular Constituents of Moral Discourse: An Interactionist Proposal for the Study of Social Problems", in *Reconsidering Social Constructionism*, Aldine de Gruyter, 25-28 (中河伸俊訳 (2000) 「道徳的ディスコースの日常言語的な構成要素——相互作用論の立場からの社会問題研究のための一提案」平英美=中河伸俊編『構築主義の社会学——論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社 46-104頁).
- 池端忠司 (2001) 「公的文化助成と表現の自由——富山県立近代美術館事件の判例分析」富山県立近代美術館問題を考える会編『富山県立近代美術館問題全記録』桂書房 228-236頁.
- 榎村志郎 (1989) 『「もめごと」の法社会学』弘文堂.
- 厚東洋輔 (1998) 「総論 社会学の理論と方法 I 日本の社会学の戦後50年」高坂健次=厚東洋輔編『講座社会学 1 理論と方法』東京大学出版会 19-41頁.
- Miller, G. (1996), *Dispute Domains and Welfare Claims: Conflict and Law in Public Bureaucracies*, JAI Press.
- Miller, G. and J.A. Holstein (eds.) (1997), *Social Problems in Everyday Life: Studies of Social Problems Work*. JAI Press.
- 中河伸俊 (1994) 「クレイム申し立てと法形成——構築主義社会問題論の可能性」法社会学46号234-238頁.
- (1995) 『『天皇表現』をめぐる三者関係型過程——『T県立近代美術館問題』の構築主義的考察』富山大学人文学部紀要23号33-58頁.
- (1998) 「レイベリングからトラブルの自然史へ——逸脱と社会問題の研究へのエスノメソドロジーの影響」好井裕明=山田富秋編『エスノメソドロジーの想像力』せりか書房 105-120頁.
- (1999) 『社会問題の社会学——構築主義アプローチの新展開』世界思想社.
- (2001a) 「方法論のジャングルを越えて——構築主義的な質的研究の可能性」理論

と方法29 31-46頁。

- (2001b) 「Is Constructionism Here to Stay?」中河伸俊=北澤毅=土井隆義編『社会構築主義のスペクトラム』ナカニシヤ出版 3-24頁。
- 中北隆太郎 (2000) 「表現の自由の危機」『憲法を活かす』日本評論社。
- 小倉利丸 (2000) 「『砦』か『檻』か——美術館と現代美術の『表現の自由』について富山近美訴訟から得たこと」あいだ53。
- (2001) 「富山県立近代近代美術館裁判をめぐる経緯と課題」富山県立近代美術館問題を考える会 (編) 『富山県立近代美術館問題全記録』桂書房 1-48頁。
- 奥平康弘 (1988) 「福祉国家における表現の不自由——富山県立近代美術館のばあい」法律時報1988年2号。
- Spector, M., and J. I. Kitsuse (1977), *Constructing Social Problems*, Cummings (3rd Edition, Transaction 2000) (村上直之=中河伸俊=鮎川潤=森俊太訳 (1990) 『社会問題の構築——ラベリング理論をこえて』マルジュ社)。
- 棚瀬孝雄編著 (2001) 『法の言説分析』ミネルヴァ書房。
- 上野千鶴子編著 (2001) 『構築主義とは何か』勁草書房。
- 和田仁孝 (1996) 『法社会学の解体と再生——ポストモダンを超えて』弘文堂。
- Woolgar, S., and D. Pawluch (1985), “Ontological Gerrymandering: The Anatomy of Social Problem Explanations”, *Social Problems* 32, 214-227 (平英美訳 (2000) 「オントロジカル・ゲリマンダリング——社会問題をめぐる説明の解剖学」平英美=中河伸俊編『構築主義の社会学——論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社 18-45頁)。
- 山本功 (2001) 「隣人訴訟がはじまるまで——被害者カテゴリーをめぐって」現代社会理論研究11号122-137頁。

(なかがわ・のぶとし 大阪府立大学教授)

in Japan, the United States and China on the nature of the court decision in civil disputes during the Qing period. The focal point of the discussion concerns the questions “was the court decision on civil matters a judgment or mediation?” and “was the decision based on the law or not?” Naturally, the answers to the questions depend on the definitions of “judgment” and “law.” Clarification of what was being done in the law courts of Qing China would help enrich our understanding of these concepts.

Chapter 1 is an analysis of a series of documents in a dossier for a case concerning a dispute over household property division (Document number 22615) in Dan-Shui Archive, a collection of administrative records of a local government in Taiwan during the late nineteenth century. The forty one documents in the dossier were produced by the parties in the dispute, their relatives and the government officials from the beginning to the end of the dispute over a year and a half.

In Chapter 2, based on my analysis in the first chapter I present the following theses : (1) the framework of dispute resolution in the courts of the Qing government did not rest on legal inference to find applicable law such as “land law” or “family law.” Instead, it rested on the judge’s ability to comprehensively evaluate the interests of the individuals involved and his intuitive sense of balance. A successful decision was regarded to be fair and consistent with “qingli” (reason and human feelings). (2) “Qingli” was not regarded as something that existed prior to the litigation or judge’s decision. It was not something that the judge could “rely on” in making his decisions. It was “revealed” in a decision that successfully brought the dispute to an end. (3) It would be possible to understand decision-making at the court not as the process of application of a given norm to the decision on a particular case. Instead we can understand it as the process of arriving at a shared sense of balance between the parties involved as well as the general public which observantly followed the case. The judge’s decision can be characterized as an articulation of the “commonly shared opinion” of those who were involved. Because of this the court had the power to compel the parties in the lawsuit to accept its decision. (4) In a sense “qingli” is particularistic because it appears in various manifestations in ad hoc decisions on numerous kinds of cases. At the same time it is universalistic because it is an expression of the commonly shared sense of justice. Perhaps it can be appropriately called “law” in its broadest definition. Still it was not regarded as the norm for decision making.

“Translation” and the Mosaic of Legal Reality : A Few Suggestions according to a Claims-Making Approach

Nakagawa, Nobutoshi

Claims-making is a key concept in constructionist studies on social problems. This concept makes it possible to see both social problems and legal phenomena as process — achievements within a sequence of situated activities. From this claims-making perspective, this paper proposes a few research topics. One of those is a “translation” problem. A various “social problem” claims and “everyday” claims are inevitably “translated” into legal claims when they move into legal arena. What various parties, including legal and other experts, do when the “translation” is taking place is an important question, both theoretically and practically.